「年金振込通知書（平成 29 年 10 月定期支払分）」の記載誤りについて

１．概要

年金支払額等が変更になるお客様へお送りしている「年金振込通知書（平成 29 年 10 月定期支払分)」に記載誤りがありました。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

２．対象のお客様

大阪府及び沖縄県に住所を有しているお客様です。

大阪府　　2,112,299 件

沖縄県　　270,735 件

３．誤りの内容

年金振込通知書の表面の注意喚起部分

誤「不審な電話・手紙等や違法な**賃**金業者にご注意ください。」

正「不審な電話・手紙等や違法な**貸**金業者にご注意ください。」

４．原因

印刷物の校正原稿に確認漏れ等があったためです。

正しい通知書
（表面）

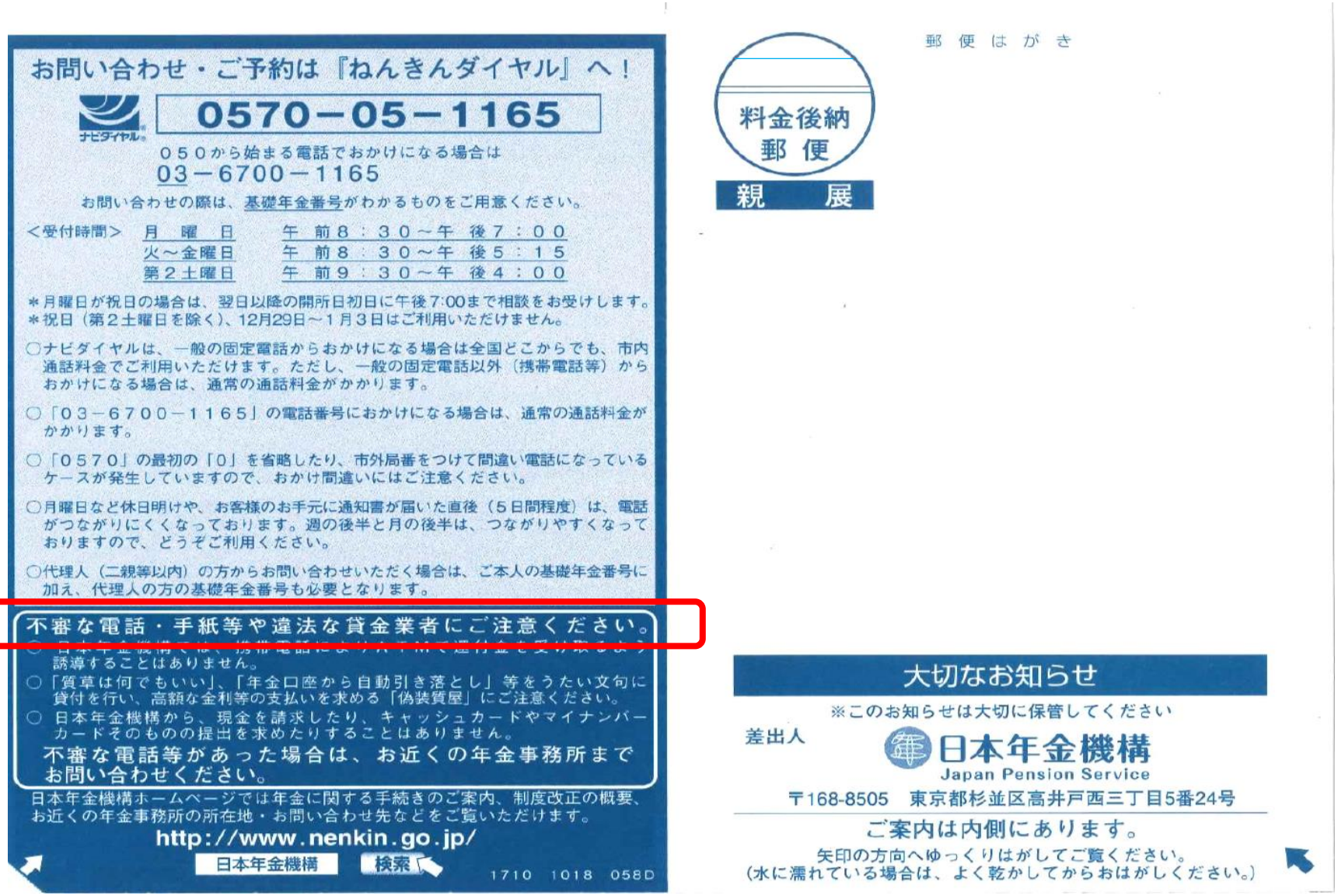

お問い合わせ・ご予約は『ねんきんダイヤル』へ！

ナビダイヤル

0570－05－1165

０５０から始まる電話でおかけになる場合は
03－6700－1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞
月曜日　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　午前９：３０～午後４：００

＊月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
＊祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「０３－６７００－１１６５」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「０５７０」の最初の「０」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（５日間程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

誘導することはありません。
○「質草は何でもいい」、「年金口座から自動引き落とし」等をうたい文句に貸付を行い、高額な金利等の支払いを求める「偽装質屋」にご注意ください。
○ 日本年金機構から、現金を請求したり、キャッシュカードやマイナンバーカードそのものの提出を求めたりすることはありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構　検索

1710　1018　058D

郵便はがき

料金後納
郵便

親　展

大切なお知らせ

※このお知らせは大切に保管してください

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505　東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。）

（裏面）

年金振込通知書

（振込予定日）平成２９年１０月１３日

されたことにより、平成　　年　　月と平成　　年　　月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の種類　　年金

基礎年金番号		年金コード	

振込先

各支払期の支払額、年金から控除される額※1および控除後振込額

	平成　年　月の支払額	平成　年　月から平成　年　月の各期支払額	平成　年　月の支払額	平成　年　月の支払額
年金支払額※2	円	円	円	円
介護保険料額	円	円	円	円
	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 右面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。
※2 「年金支払額」の欄に「＃」印が表示されている方は、遅延特別加算金を加算しています。

厚生労働省
官署支出官　厚生労働省年金局事業企画課長

印

振込予定日

年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。
平成29年度分の振込予定日は次のとおりです。

【平成29年】　10月13日（８月,９月分）　12月15日（10月,11月分）
【平成30年】　２月15日（12月,１月分）　４月13日（２月,３月分）

＜ 注意事項 ＞

・振込額や振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
・各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、２月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。

年金から特別徴収する保険料等

○日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。

○各支払期に特別徴収する額は、保険料の改定などの理由により変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更については、お住まいの市（区）役所または町村役場にご相談ください。

年金から特別徴収する保険料（税）額、個人住民税の計算方法等に関することは、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。